

法務省民二第276号
令和5年2月13日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通知）

標記については、本日付け法務省民二第275号民事局長通達（以下「本通達」という。）において通達されたところですが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知において使用する用語は、本通達において使用する用語の例によります。

記

- 1 代替住所及び代替氏名の具体的な定め方について
 - (1) 秘匿決定において定められる代替住所及び代替氏名は、それぞれ「代替住所A」、「代替氏名A」とされることが想定される（令和4年11月30日付け最高裁判所事務総局民事局第二課長事務連絡参照）。ただし、同一事件について、複数の秘匿対象者が秘匿を希望した場合には、順次「代替住所（又は代替氏名）A」、「代替住所（又は代替氏名）B」、「代替住所（又は代替氏名）C」のように定められることが想定される。
 - (2) (1)にかかわらず、民事執行に関する手続であって、その執行として登記又は登録がされる場合には、代替住所又は代替氏名に債務名義に係る第一審の事件番号が付記されることが想定される（例：代替住所「代替住所A（東京地令5ワ第12345号）」、「代替住所A（横浜家川崎令5家イ

第23456号)」。代替氏名「代替氏名A（東京地令5ワ第12345号）」、「代替氏名A（横浜家川崎令5家イ第23456号)」。ただし、債務名義が執行証書等の場合には、当該執行証書等に係る民事執行に関する手続の事件番号が付記されることが想定される。

また、民事保全に関する手続であって、その執行として登記又は登録がされる場合には、代替住所又は代替氏名に当該手続の事件番号が付記されることが想定される。

2 秘匿決定を受けた登記権利者等の住所の登記の取扱いについて

- (1) 秘匿対象者が登記権利者となる登記の申請があった場合には、当該秘匿対象者が①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に掲げる被害者、②ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等の相手方若しくは③児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童等のいずれにも該当しないとき、又はこれらのいずれかに該当するものの、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第6の10の措置（以下「支援措置」という。）を受けていないときであっても、登記権利者の住所について、平成27年3月31日付け法務省民二第196号当職通知「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」（以下「平成27年通知」という。）による取扱いに準じた取扱いをすることとして差し支えない。この場合に申請情報の内容として提供すべき住所としては、秘匿決定で定められた代替住所とすることはできず、登記権利者の生活の本拠であり、かつ、添付情報として提供された登記権利者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）において前住所又は前々住所等として表示されているものとする必要がある。

なお、この取扱いをする場合の添付情報としては、平成27年通知別紙

[REDACTED]

甲号記1(1)の上申書(印鑑証明書を含む。)及び同記2の登記権利者の前住所又は前々住所等が表示された当該登記権利者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報のほか、登記権利者が支援措置を受けていることを証する情報に代えて、登記権利者が秘匿決定を受けた訴訟事件等における秘匿事項届出書面の記載内容を証明する裁判所書記官が作成した情報の提供を要する。

- (2) 平成27年通知及び上記(1)の取扱いは、秘匿決定を受けた登記権利者がDV被害者等である場合に、民事執行法第82条第1項の規定により、裁判所書記官が所有権の移転の登記の嘱託をするときにも適用して差し支えない。

なお、この場合には、この取扱いを受けるために必要な登記権利者の上申書(印鑑証明書を含む。)、登記権利者の前住所又は前々住所等が表示された当該登記権利者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報及び支援措置を受けていることを証する情報(上記(1)の場合は、登記権利者が秘匿決定を受けた訴訟事件等における秘匿事項届出書面の記載内容を証明する裁判所書記官が作成した情報)は、裁判所書記官から嘱託情報と併せて提供される。

- (3) 平成27年通知及び上記(1)の取扱いは、秘匿対象者が秘匿決定がされた競売受理証明書又は債務名義を代位原因を証する情報として提供して代位による登記の申請をする場合にも適用して差し支えない。

なお、この場合には、平成27年通知中「所有権の移転の登記」を「代位による登記」と、「登記権利者」を「代位者」と、それぞれ読み替えるものとする。